

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成29年5月24日（平成29年（行情）諮問第196号）

答申日：平成29年12月8日（平成29年度（行情）答申第365号）

事件名：陸幕だより（第550号）等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「『陸幕だより』2016年2月発行分。＊電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、次に掲げる文書1及び文書2（以下、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定については、本件対象文書を特定したことは妥当であり、また、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は不開示とすることが妥当である。

文書1 陸幕だより 第549号（28.2.9）

文書2 陸幕だより 第550号（28.2.29）

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年4月28日付け防官文第9217号により防衛大臣（以下「防衛大臣」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書（異議申立書）及び各意見書の記載によると、おおむね次のとおりである（なお、各資料の内容は省略する。）。

- (1) 本件対象文書につき、原処分で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定を求める。
- (2) 本件対象文書の履歴情報の特定を求める。
- (3) 複写の交付が本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求める。
- (4) 紙媒体についても特定を求める。
- (5) 本件対象文書に紙媒体が存在すれば、それに見合った開示実施手数料を提示すべきである。
- (6) 不開示とされた部分について、支障がない部分を開示すべきである。
- (7) 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）として開示されなかった情報が存在するなら、

改めてその特定と開示・不開示の判断を求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当する文書として本件対象文書を特定し、平成28年4月28日付け防官文第9217号により、法5条1号の規定に該当する部分を不開示とする一部開示決定（原処分）を行ったところ、原処分に対して本件審査請求が提起されたものである。

2 法5条の該当性について

文書1の3枚目、5枚目及び6枚目並びに文書2の3枚目の写真の顔部分（法5条1号ただし書イに該当するものを除く。）並びに文書1の6枚目の自衛官の氏名及び階級については、個人に関する情報であり、特定の個人が識別されることから、法5条1号に該当するため不開示とした。

3 陸幕だよりについて

「陸幕だより」は、陸上自衛隊の各級指揮官等への情報の速達を図るため、陸上幕僚監部監理部総務課広報室（以下「陸幕広報室」という。）が月2回（第2及び第4月曜日）を基準として作成している部内広報誌であり、その保存期間は次号の発行予定日の前日までとしている。閲覧は、ペーパーレス化の促進及び業務簡素化の観点から、陸上自衛隊内部のネットワークである陸上自衛隊指揮システムにデータを掲示することにより行っており、紙媒体及び複写した電磁的記録は保有していない。

4 審査請求人の主張について

- (1) 審査請求人は、「他にも文書が存在するものと思われる。」と主張し、本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定するよう求めるが、本件対象文書の電磁的記録はPDFファイル形式とは異なるいわゆるプレゼンテーションソフトであり、PDFファイル形式以外の電磁的記録を特定している。

なお、審査請求人は、処分庁が原処分における本件行政文書開示決定通知書においてPDFファイル形式の電磁的記録を特定したかのように述べるが、法その他の関係法令において、特定した電磁的記録の記録形式まで明示しなければならないことを義務付けるような趣旨の規定はないことから、原処分においては「PDFファイル形式」と電磁的記録の記録形式は明示していない。

- (2) 審査請求人は、「本件開示決定通知からは不明である」として、本件対象文書の履歴情報についても特定するよう求めるとともに、「平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反する」とし

て、「本件対象文書の内容と関わりのない情報」についても特定し、開示・不開示を判断するよう求めるが、本件対象文書の履歴情報やプロパティ情報等については、いずれも防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態になく、法2条2項の行政文書に該当しないため、本件開示請求に対して特定し、開示・不開示の判断を行う必要はない。

- (3) 審査請求人は、「本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われているため、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。」として、複写の交付が本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるが、本件審査請求が提起された時点においては、審査請求人は複写の交付を受けていない。
- (4) 審査請求人は、「「行政文書」についての国の解釈に従い」、本件対象文書の紙媒体についても特定するよう求めるが、上記3のとおり、「陸幕だより」は陸上自衛隊指揮システムにデータを掲示することで閲覧を行っていることから、当該データである電磁的記録のみを保有し、紙媒体は保有していない。
- なお、原処分に当たり、念のため陸上幕僚監部内の全ての部署及び「陸幕だより」を閲覧可能な全ての部隊において、書庫及び倉庫を探索したが、紙媒体の存在を確認することはできず、更に、本件審査請求を受け、確実に期すために行った再度の探索においても、紙媒体の存在を確認することはできなかった。
- (5) 審査請求人は、「本件対象文書に紙媒体が存在すれば、それに見合った開示実施手数料を改めて提示すべきである。」として、開示実施手数料の見直しを求めるが、上記3のとおり、本件対象文書については紙媒体を保有しておらず、また、原処分において電磁的記録を適正に特定しており、それに見合った開示実施手数料を通知している。
- (6) 審査請求人は、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。」として、一部に対する不開示決定処分の取消しを求めるが、原処分においては、法5条該当性を十分に検討した結果、その一部が上記2のとおり同条1号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については不開示とした情報が判別されることのない範囲で開示している。
- (7) 以上のことから、審査請求人の主張はいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年5月24日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受

- ③ 同年6月7日 審議
- ④ 同月23日 審査請求人から意見書1及び資料1並びに意見書2及び資料2を収受
- ⑤ 同年12月6日 委員の交代に伴う所要の手續の実施、本件対象文書の見分及び審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、陸幕広報室から発行される「陸幕だより」のうち、平成28年2月発行分の開示を求めるものであり、処分庁は、文書1及び文書2を本件対象文書として特定し、法5条1号に該当する部分を不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、上記不開示部分の開示を求めるとともに、紙媒体の特定等を求めているので、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び本件対象文書の不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

審査請求人は、本件対象文書の紙媒体の特定を求めているところ、諮問庁は、上記第3の3において、「陸幕だより」については、ペーパーレス化の促進及び業務簡素化の観点から、陸上自衛隊指揮システムにデータを掲示しているのみであり、印字した紙媒体は保有していないとして、本件対象文書の紙媒体は作成しておらず、保存していない旨説明する。

本件対象文書は電磁的記録のみで保有しており、紙媒体では保有していないとする諮問庁の上記説明に不自然な点はなく、これを覆すに足る事情も存しない。

したがって、防衛省において、本件対象文書の紙媒体を保有しているとは認められず、本件対象文書を特定したことは妥当である。

3 本件対象文書の不開示部分の不開示情報該当性について

- (1) 本件対象文書の不開示部分は、文書1の3枚目右上、5枚目右側及び6枚目並びに文書2の3枚目にそれぞれ掲載された自衛官等、個人の写真の顔部分並びに文書1の6枚目に掲載された自衛官の姓及び階級であることが認められる。

写真の顔部分、個人の姓及び階級については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であり、法5条1号本文前段に規定する情報に該当する。

- (2) 自衛官等の個人の写真の顔部分の法5条1号ただし書該当性について
ア 法5条1号ただし書イに関し、自衛官の顔写真を公にする慣行の有無、範囲等について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、防衛省においては、自衛官のうち将官（将補以上の階級の者

を指す。)の顔写真については、報道の用に供するため報道機関等に提供しているなど、これを公にする慣行があるが、本件不開示部分の自衛官は、かかる慣行のない佐官以下の階級の者で、ウェブサイト等の他の広報資料等でも公表されていない者であるとの説明であった。

イ また、文書1の3枚目右上及び文書2の3枚目右側の顔部分が不開示とされている自衛官の制服を着用していない人物について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、文書1については、3枚目右上の不開示部分は防衛大臣の警護官であり、文書2については、3枚目右側の不開示部分は左から陸上幕僚長の夫人、在日米陸軍司令官の夫人及び航空学校長であり、いずれも顔写真が慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている者ではないことから不開示としたとのことであった。

ウ この点に関し、当審査会事務局職員をして諮問庁に更に確認させたところ、文書2の3枚目右側の不開示部分の一番右の自衛官の制服を着用していない航空学校長については、公表慣行のある陸将補の階級の者であることが判明したため、当該自衛官の顔部分を開示することとするとのことであるから、当審査会においては当該部分の不開示情報該当性については判断しない。

エ 上記ウの部分以外の不開示部分について検討すると、当該不開示部分を見分等したところ、その公表慣行がない旨の諮問庁の上記(2)の説明は否定し難く、いずれも法5条1号ただし書イの規定により慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められず、また、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も存しない上、写真の顔部分は、いずれも個人識別部分であることから、法6条2項による部分開示の余地はない。

(3) 自衛官の姓及び階級の法5条1号ただし書該当性について

ア 文書1の6枚目には、南スーダン派遣施設隊第9次要員が国連トンピン地区日本隊宿営地で行った成人式で、新成人として決意表明をした各自衛官の姓及び階級が掲載されている。

イ 当該各自衛官が当該成人式において新成人としての決意を述べることは、当該各自衛官が担任する具体的な職務を遂行する場合における当該職務の内容に直接結び付く情報であるとはいえないことから、「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」(平成17年8月3日情報公開に関する連絡会議申合せ)にいう「職務の遂行に係る情報」であるとはいえず、そのほか、当該部分が、法令の規定により又は慣行として公にされ、又はこれを公にすることが予定されている情報であると認めるに足りる事情はない。

したがって、当該情報は、法5条1号ただし書イに該当しない。

ウ さらに、当該情報は、上記アと同様の理由から、法5条1号ただし書ハの「職務の遂行に係る情報」であるとはいえず、また、同号ただし書ロに該当する事情も認められない。

エ そして、上記各自衛官の姓及び階級の部分は、一体として個人識別部分を成すものと認められるので、部分開示の余地はない。

(4) 以上のことから、本件不開示部分のうち、上記(1)ウにおいて諮問庁が開示するとしている部分を除く部分は、法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号に該当するとして不開示とした決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、また、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、同号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 山名 学, 委員 常岡孝好, 委員 中曾根玲子